

三重県国民保護計画の変更概要

1 広域応援協定名に関する変更

- ・ 広域応援協定名について、個別の協定名を記載していたものを一般的な名称に変更した。

【変更理由】

- ・ 広域応援協定について、今後の協定名の変更の可能性等も考慮し、個別の協定名の記載ではなく、一般的な名称とすることとした。

2 通信体制に関する変更

- ・ 通信体制についての記載について、一部削除した。

【変更理由】

- ・ 通信体制の構築についての見直しを行った結果。

3 安否情報システムに関する変更

- ・ 安否情報の報告について、電子メールで行うものとしていたものを、安否情報システムを用いるという仕組みに変更した。

【変更理由】

- ・ 安否情報システムの運用開始に伴うもの。

4 現地調整所の設置に関する変更

- ・ 現地調整所の設置に係る記載について、新たに追加した。

【変更理由】

- ・ 国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの。

5 合同対策協議会に関する変更

- ・ 合同対策協議会に係る記載について、新たに追加した。

【変更理由】

- ・ 国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの。

6 被災情報の報告に関する変更

- ・ 報告の方法について、限定的に記載していたものを、多様な方法が可能となるように変更した。

【変更理由】

- ・ 報告の方法について、将来的な変更の可能性等も考慮し、多様な方法が可能となるように変更した。